

# 新型コロナウイルス感染症にかかる事業者支援等

令和2年5月28日現在

※朱書き箇所を新たに追加しています。

## 融資

<b>無利子・無担保融資（日本政策金融公庫等）</b>	次ページ1
○日本政策金融公庫、商工組合中央金庫から、融資を実質無利子（融資後3年間）で受けることができる制度です	
<b>無利子・無担保融資（民間金融機関）</b>	次ページ2
○地方銀行、信用金庫等から、信用保証付きの融資を実質無利子（融資後3年間）・保証料ゼロ又は1/2で受けることができる制度です	

## 雇用・休暇取得

<b>雇用調整助成金</b>	次ページ3	国
○一時的な従業員の休業や研修参加等により雇用維持を図った場合、休業手当等の一部が助成される制度です		
<b>保護者の休暇取得支援</b>	次ページ4, 5	国
○小学校等の臨時休業に伴い保護者に有給の休暇を取得させたなどの場合、助成金等の交付が受けられる制度です		

## 補助金

<b>生産性革命推進事業の拡充</b>	次ページ6, 7, 8	国
○「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」に「特別枠」を追加し、感染症の影響を乗り越える取組を支援する制度です		
<b>生産性・おもてなし向上推進事業</b>	次ページ9	県
○営業を休止・縮小している中小企業の設備・導入、改修、宿泊施設のリノベーションなどを支援する制度です		
<b>企業活動継続支援事業</b>	次ページ10	県
○テレワークの導入やECサイト活用など企業活動の維持・回復に向けた取組を支援する制度です		

## 税制

<b>税制上の措置</b>	次ページ11, 12, 13	国県市町村
○売上の減少に応じた固定資産税等の軽減や、ほとんどの税を対象とした納税猶予などを受けられる制度です		

## 給付金

<b>持続化給付金</b>	次ページ14	国
○事業継続を支え再起の糧となる事業全般に広く使える給付金の支給を受けられる制度です		
<b>特別定額給付金</b>	次ページ15	国
○住民基本台帳に記載されている者に対し、1人につき10万円の給付金が交付される制度です		

利用可能メニュー	申請窓口等	電話番号
1 3年間実質無利子・無担保融資 (日本政策金融公庫・新型コロナウイルス感染症特別貸付) (商工組合中央金庫・新型コロナウイルス感染症特別貸付)	日本政策金融公庫岡山支店(国民生活事業)	086-225-0011
	日本政策金融公庫岡山支店(中小企業事業)	086-222-7666
	日本政策金融公庫倉敷支店(国民生活事業)	086-425-8401
	日本政策金融公庫津山支店(国民生活事業)	0868-22-6135
	日本政策金融公庫福山支店(国民生活事業)	084-922-6550
	商工組合中央金庫岡山支店	086-225-1131
2 3年間実質無利子・無担保融資 (民間金融機関・新型コロナウイルス感染症対応資金)	【取扱金融機関】※県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店 中国銀行 トマト銀行 鳥取銀行 山陰合同銀行 広島銀行 もみじ銀行 阿波銀行 百十四銀行 香川銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 高知銀行 西日本シティ銀行 おかやま信用金庫 玉島信用金庫 津山信用金庫 水島信用金庫 備北信用金庫 備 前日生信用金庫 吉備信用金庫 倉吉信用金庫 笠岡信用組合 商工組合中央金庫	
	【岡山県信用保証協会】	・本所 086-243-1122 ・倉敷支所 086-425-3103 ・津山支所 0868-22-7276
3 雇用調整助成金	岡山労働局職業対策課 岡山労働局職業対策課(助成金事務室) 最寄りのハローワーク	086-801-5107 086-238-5301
4 小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業者向け)	学校等休業助成金・支援金受付センター (中国地区分郵送先) 〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階	相談コールセンター 0120-60-3999
5 小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	学校等休業助成金・支援金受付センター (中国地区分郵送先) 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリス桜台ビル2F	
6 ものづくり補助金	ものづくり補助金事務局(平日10:00~17:00) 岡山県中小企業団体中央会(ものづくり補助金地域事務局)(平日8:30~17:15)	050-8880-4053 086-224-2245
7 小規模事業者持続化補助金	最寄りの商工会議所・商工会	下記参照
8 IT導入補助金	(一社)サービスデザイン推進協議会	0570-666-424
9 生産性・おもてなし向上推進事業	(公財)岡山県産業振興財団研究開発支援課	086-286-9651
10 企業活動継続支援事業	(公財)岡山県産業振興財団創業・販路開拓支援課	086-286-9677
11 国税の納税の猶予・地方税の徴収の猶予	最寄りの税務署, 県民局税務部, 市町村税務担当課	
12 災害損失欠損金の繰戻しによる法人税の還付	最寄りの税務署	
13 2021年度の固定資産税及び都市計画税の軽減	市町村税務担当課	
14 持続化給付金	電子申請用HP ( <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a> )	0120-115-570
15 特別定額給付金	各市町村(各市町村から申請書郵送予定)	

※その他の主な相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号
岡山県中小企業支援センター(岡山県産業振興財団内)	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301	086-286-9626
岡山商工会議所	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266
倉敷商工会議所	〒710-8585 倉敷市白楽町249-5	086-424-2111
津山商工会議所	〒708-8516 津山市山下30-9	0868-22-3141
玉島商工会議所	〒713-8122 倉敷市玉島中央町2丁目3-12	086-526-0131
玉野商工会議所	〒706-0002 玉野市築港1-1-3	0863-33-5010
児島商工会議所	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-37	086-472-4450
笠岡商工会議所	〒714-0098 笠岡市十一番町3-3	0865-63-1151
井原商工会議所	〒715-8691 井原市七日市町13	0866-62-0420
備前商工会議所	〒705-8558 備前市東片上230	0869-64-2885
高梁商工会議所	〒716-0033 高梁市南町16-2	0866-22-2091
総社商工会議所	〒719-1131 総社市中央6-9-108	0866-92-1122
新見商工会議所	〒718-0003 新見市高尾2475-7	0867-72-2139
岡山県商工会連合会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401	086-224-4341
岡山県中小企業団体中央会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202	086-224-2245
岡山社会保険労務士会	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13	086-226-0164

状 況		利用可能メニュー	概 要	問い合わせ先
融資	売上高減少で資金繰りが厳しく、運転資金等の融資を受けたい。	1 3年間実質無利子・無担保融資 (日本政策金融公庫・新型コロナウイルス感染症特別貸付) (商工組合中央金庫・新型コロナウイルス感染症特別貸付)	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少した方 ・融資期間：運転資金15年以内、設備資金20年以内(いずれも据置期間5年以内) ・融資限度額：公庫国民生活事業6,000万円、公庫中小企業事業3億円 商工組合中央金庫3億円 ・利率：次の部分について融資後3年間実質無利子 公庫国民生活事業 融資額3千万円以下の部分 公庫中小企業事業 融資額1億円以下の部分 商工組合中央金庫 融資額1億円以下の部分	○日本政策金融公庫 平 日：事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 土日祝：国民生活事業 0120-112476 中小企業事業 0120-327790 ○商工組合中央金庫 相談窓口(平日・土日祝) 0120-542-711
		2 3年間実質無利子・無担保融資 (民間金融機関・新型コロナウイルス感染症対応資金)	小規模な個人事業主で売上高等が前年同期比5%以上減少した方 中小企業で売上高等が前年同期比15%以上減少した方 ・融資期間：10年以内(据置期間5年以内) ・融資限度額：3,000万円 ・利率：融資後3年間無利子(3年経過後は利子負担あり) ・保証料：負担なし 中小企業で売上高等が前年同期比5%~15%減少した方 ・融資期間：10年以内(据置期間5年以内) ・融資限度額：3,000万円 ・利率：年1.65%以内 ・保証料：年0.425%又は0.525%	○最寄りの取扱金融機関 (次ページ2参照)
雇用・休暇取得等	売上高や生産量が減少したが、雇用を維持したいので支援してほしい。	3 雇用調整助成金 (緊急対応期間：4月1日~6月30日)	売上高などの生産指標の最近の1ヶ月の値が前年同月比5%以上減少などの場合 ・雇用保険被保険者以外の者も対象 ・助成率：中小企業4/5(解雇なし90/100~100/100)、大企業2/3(解雇なし3/4) ・限度額：1人1日8,330円 支給期間、手続き等特例あり	○岡山労働局職業対策課 086-801-5107 ○最寄りのハローワーク ○相談コールセンター 0120-60-3999 (平日・土日祝9:00~21:00)
	小学校等休業のため、保護者である従業員等に休暇取得させた。	4 小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業者向け)	小学校等休業で年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた場合 ・支払った賃金相当額を助成 ・限度額：1人1日8,330円	○相談コールセンター 0120-60-3999 (平日・土日祝9:00~21:00)
	フリーランスで働いているが、小学校等休業のため契約した仕事ができなかった。	5 小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校等休業で契約した仕事ができない場合 ・1日あたり4,100円(定額)を支給	
補助金	部品の調達が困難となり、自社で内製化するための設備投資をしたい。	6 ものづくり・商業・サービス補助金 (公募)3次締切：8月3日(通常枠・特別枠共通) ※3次締め切り後も申請受付を継続します(8月(3次)、11月(4次)、2月(5次))	新製品・サービス開発や生産プロセスの改善等の設備投資を行う中小企業・小規模事業者 ・補助率：小規模事業者2/3、中小企業1/2(特別枠2/3) ・補助限度額：1,000万円	○ものづくり補助金事務局 050-8880-4053 (平日10:00~17:00) ○岡山県中小企業団体中央会(ものづくり補助金地域事務局) 086-224-2245(平日8:30~17:15 土日祝はWEB対応)
	インターネット販売を強化したい。旅館等に自動受付機を導入したい。	7 小規模事業者持続化補助金 (公募)2次締切：6月5日 ※コロナ特別対応型は令和2年2月18日以降に実施した取り組みまで遡って補助されます。	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら実施する販路開拓等に取り組む小規模事業者 ・補助率：2/3 ・補助限度額：50万円(特別枠100万円)	○最寄りの商工会・商工会議所 (次ページ7参照)
	在宅勤務制度導入のため、テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入したい。	8 IT導入補助金 (公募)2次締切：5月29日(通常枠・特別枠共通)	ITツール導入による業務効率化に取り組む中小企業・小規模事業者 ・補助率：1/2(特別枠2/3)、補助限度額：30~450万円	○(一社)サービスデザイン推進協議会 0570-666-424(土日祝を除く9:30~17:30)
	休業期間を利用して生産性を高める設備の導入や宿泊施設のリノベーションを行いたい。	9 生産性・おもてなし向上推進事業 (募集期間)5月21日~6月12日 ※県内に事業所を有する中小企業者を対象としています。	2月~5月のいずれか1か月の売上高が、前年同月比15%以上減少した場合 ①新たな設備導入等への取り組み・・・補助率2/3以内(上限800万円) ②既存設備のメンテナンス、オーバーホール等への取り組み・・・1/2~2/3(上限200万円) ③宿泊施設の外観改修、客室やトイレの洋式化等への取り組み・・・3/4以内(上限1,000万円) ④業務の工夫や技術指導等への取り組み・・・2/3以内(上限100万円)	(公財)岡山県産業振興財団研究開発支援課 086-286-9651
	新技術習得や接客に関する研修がしたい。テレワークに必要な設備等を導入したい。ネット通販、宅配サービスを開始したい。	10 企業活動継続支援事業 (募集期間)5月29日~8月31日 ※県内に事業所を有する中小企業者を対象としています。 ※予算額に達した場合は募集を終了します。	新型コロナウイルス感染症に対応する次のいずれかを目的とした取り組みに要する経費 ①働き方改革・職場環境整備(WEB会議やテレワークに必要な機器の整備) ②人材育成(新技術習得や接客に関する研修の実施) ③販路開拓(EC・ネット通販や宅配サービス等の新たな販売形態の実施) 補助率：中小企業2/3以内 小規模事業者3/4以内(いずれも上限100万円)	(公財)岡山県産業振興財団創業・販路開拓支援課 086-286-9677
税制	事業収入が大幅に減少し、税を支払えない。	11 国税の納税の猶予・地方税の徴収の猶予 (証紙徴収の地方税以外のほぼすべての税)	2月以降、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、納税を行うことが困難な事業者は1年間の猶予(無担保、延滞税・延滞金なし)	○最寄りの税務署、県民局税務部、市町村税務担当課
	事業収入が減少し、欠損金が発生した。	12 災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付	中小企業者(資本金1億円以下)、資本金1億円超10億円以下の法人(特例) 新型コロナウイルス感染症の影響により、欠損金が発生した場合は前年(青色申告書を提出する法人は2年前)に納付した法人税の一部還付	○最寄りの税務署
	事業収入が大幅に減少した。	13 2021年度の固定資産税及び都市計画税の軽減	2020年2月~10月までの任意の3ヶ月の事業収入の対前年同期比減少率が30%以上50%未満で1/2に軽減、50%以上で全額減免	○市町村税務担当課
給付金	売上高が半減したため給付金を受けたい。	14 持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少している中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者、各種法人等 ・売上高の減少幅に応じて給付(上限：法人200万円、個人事業者100万円)	○持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 (平日・土日祝8:30~19:00)
	国民1人10万円の給付金について知りたい	15 特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者 ・申込方法：郵送申請方式及びオンライン申請方式(マイナンバーカード所有者) ・受付・給付開始日：市町村において決定 ・給付額：1人につき10万円	○コールセンター 0120-260020 (5月2日~平日・土日祝9:00~18:30)